

全国農業会議所 「農業研修生傷害保険」 Q & A

1. 申し込み手続きについて

Q 1. 申し込み手続きは、どのようにすればよいですか？

A 1. パンフレット表紙 <加入までの流れ 参照>

同封の「加入依頼書」に研修期間・加入する加入タイプ及び必要事項を漏れなくご記入・ご捺印のうえ、掛金は銀行指定口座へお振り込み下さい。振込手数料はご加入者負担です。また、加入依頼書は全国農業会議所へご郵送ください。控は各自でコピーをとり保管願います。

<ご注意>ご加入されるタイプ（A・Bのいずれか）と保険期間（最長1年間*）に応じて、加入依頼書の右ページ上段に記載された保険料を記入してください。

* 1年を超える場合は、再度、更新の加入依頼書を提出いただく必要があります。
新規・更新のいずれかに○をお願いします。

Q 2. 「加入依頼書」を書き損じた場合、改めて書き直しが必要ですか？

A 2. 書き直しは不要です。二重線で消して、正しい内容をご記入下さい。
訂正印は不要です。

Q 3. 補償はいつから開始されるのですか？

A 3. 各研修生が保険料払込みを行った日の翌日0時から補償されます。

（例：研修予定期間が平成29年4月5日から2年間の方の場合。5月10日14時までに団体へ着金した場合、平成29年5月11日～1年間の契約を締結。翌年度は再度、更新の加入依頼書を提出し、平成30年5月11日16時～平成31年4月11日16時まで11ヶ月間の契約を締結。）

尚、研修期間満了をもって保険期間満了が到来しなくても保険としての補償はなくなります。

Q 4. パンフレットにある2つのタイプ以外（死亡・後遺障害を1,000万円としたい等）の加入はできますか？

A 4. 申し訳ありませんが、パンフレット記載のタイプ以外のご加入はできません。

Q 5. 加入者票は、いつ頃届くのでしょうか？

A 5. 加入手続きをされた翌々月中旬頃加入者へ郵送致します。加入者票がお手元に届くまでは、加入依頼書のコピーや保険料振込票の控えを保管願います。

Q 6. 農業研修を途中でやめた場合等、保険を解約したい時はどうしたらよいですか？

A 6. 脱退の手続きをしていただくこととなりますので取扱代理店へご連絡下さい。
脱退手続きとともに規定の解約返戻保険料を原則団体（全国農業会議所）からご指定の口座へお振り込み致します。

* 補足

脱退の際には保険料の返戻が発生する可能性があります。返戻口座をご指定ください。

Q 7. 研修計画の承認を申請中の場合は補償の対象になりますか。

A 7. 申請中の場合でも対象になります。ただし、承認が得られなかった場合はご契約を解約させていただき、以後は補償の対象とはなりません。承認が得られないことが確定した場合は、その旨をすみやかに全国農業会議所に連絡してください。（解約の場合の脱退手続きに関してはQ 6を参照してください。）

なお、加入依頼書と合わせて、承認申請中の研修計画の写し(添付書類は不要)を提出してください。また、研修計画が承認された場合は、承認通知の写しを提出してください。

2. 補償内容について

1. 傷害補償について

- (1) 国内において、「先進農家または先進農業法人等の研修機関」の管理下で行う研修中（往復途上*を含む）に起きる急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。*被保険者が研修を受けるために所定の集合場所と被保険者の住居等との通常の経路往復中をいいます。
- (2) 「傷害」とは、病気に対する「ケガ」という概念がほぼ相当しますが、「ケガ」よりはやや広い意味を有し、次のような場合も含みます。
 - ①受傷部位は必ずしも身体の外側である必要はなく、「急激・偶然・外来の事故」に起因するものであれば、内部諸器官の出血も傷害といえます。
 - ②いわゆる「ケガ」を伴わない死亡も、「急激・偶然・外来の事故」に起因するものであれば補償の対象となります。たとえば、「高所からの墜落による即死」「煙・ガス等によって空気が遮断されて死亡する窒息死」などは補償の対象となります。また、有毒ガスや有毒物質による急性中毒も対象となります。

Q 1. 病気による入通院も、補償の対象になりますか？

A 1. この制度では、偶然な事故によるケガが原因によるものの補償となっておりますので、ご病気による入通院は、対象外となります。

Q 2. 研修中のケガだけでなく、プライベート中のケガも補償されますか？

A 2. 研修中のみ（往復途上を含みます）の補償ですので、対象となりません。

Q 3. 自動車やバイクで研修先へ向かう際の事故も補償の対象になりますか？

A 3. 往復途中であれば自動車・バイク運転中のケガは、補償の対象になります。
もちろん無資格運転や飲酒運転中の事故は対象になりません。

Q 4. 地震や津波・放射能汚染によるケガも対象となりますか？

A 4. 対象となりません。

Q 5. 腰痛・関節症等のケガは、補償の対象になりますか？

A 5. 急激・偶然・外来の事故によるおケガであれば、対象になります。
ただし、徐々に痛められた部分の症状が投げたり打ったりした瞬間に現れた場合やテニス肩等は、対象となりません。

*補足

反復的運動の積み重ねにより、徐々に関節部や腰部が痛められた場合、たとえ投げた瞬間や打った瞬間にその症状が現れた場合であっても、本制度が対象とする傷害（「急激・偶然・外来の事故」による傷害とはみなされないため保険金支払いの対象とはなりません。

Q 6. 海外の事故も補償の対象ですか？

A 6. 日本国内の事故のみが対象となります。

Q 7. 研修中に熱中症となった場合、補償の対象となりますか？

A 7. 対象となりません。

Q 8. 研修期間中に研修を行う場所が変更になった場合は通知が必要ですか？

A 8. 国内における研修であれば通知は不要です。

Q 9. 研修の一環として視察した他の農場で受けた傷害は対象になりますか？

A 9. その視察が、国内における「先進農家または先進農業法人等の研修機関」且つその管理下であれば対象になります。